

破県様式第 1

申請者が使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第62条第1項第2号イからヌまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

法第62条第1項第2号 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（注1）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注2）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからヘまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注3）のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人（注3）のうちにイからヘまでのいずれかに該当する者のあるもの

注1）主務省令で定める者は、精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

注2）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法をいう。

注3）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

（1）本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

（2）継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

年 月 日

申請者は、上記のいずれにも該当しないことを申し立てます。

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

事業計画書及び収支見積書（様式 1）

年 月 日現在作成

1－1．事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車等）を含む。）

(フロー概略図を添付)

業務時間	:	～	:	従業員数	人	休業日	
------	---	---	---	------	---	-----	--

1－2．解体自動車等の受入実績及び計画

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)	許可取得後の 年 間 計 画
受入台数	台	台	台	台
主な受入先				

1－3．破碎実績

年 度	____年度実績 (3年前)	____年度実績 (2年前)	____年度実績 (1年前)
年間処理実績	台	台	台
年間稼動日数	日	日	日
平均処理実績	台／日	台／日	台／日

1－4．破碎等能力

1 日当処理能力	稼動予定日数	年間処理能力
台／日	日	台

1－5．保管の状況

解 体 自 動 車		A S R	
保管量の上限	台 (m ³)	保管量の上限	m ³
現 在 保 管 量	台 (m ³)	現 在 保 管 量	m ³

1－6．年間収支見積書

年 月 日現在作成

項 目		前年度 (年) (決算月 (月))		今年度の見込み (決算月 (月))	
		年 度	(1 台当)	年 度	(1 台当)
		(千円)	(円)	(千円)	(円)
売上高 (全体)	ア (総売上収入)				
売上原価	イ (使用済自動車等購入費)				
その他経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業利益	オ＝ア－イ－ウ				
営業外損益	カ (主に支払利息 (注))				
経常利益	キ＝オ＋カ				
解体自動車等年間受入台数					
解体自動車等年間処理台数					

(参考)

	前年度末	現在
負債総額 (年度末残高) (千円)		

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は受入台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

事業計画書及び収支見積書（様式 2）

（保管基準を超えて保管している場合に作成する必要あり）

年 月 日現在作成

2－1．不適正に大量に保管している解体自動車等の処理計画

保管量の上限を超過している廃棄物の種類 （すべて記載）（注）	
保管量の上限を超過している廃棄物の搬出の方法	
搬出先の住所及び名称	
搬出先での処理方法	
年間搬出量（種類別）	
過去 1 年間の年間実績 （種類別）	
改善完了予定年月日	年 月 日
改善に係る予定費用	搬出費用 円 処分費用 円 販売費用 円 計 円
改善に係る資金の調達先	

（注）解体自動車、自動車破砕残さ以外の廃棄物がある場合には、その保管量も記入すること。

2－2．詳細収支見積書

I 総括表

	単位	
自動車破砕業による利益（Ⅱ表ア）	千円	
保管ＡＳＲに係る処分費用（Ⅱ表イ）	千円	
差引	千円	
差引がマイナスの場合の対応		
（上記が借入金の場合の借入金先）		

Ⅱ 収益の計算書

	単位	
有用部品・有用金属売却益（１台当平均）Ａ	円	
解体自動車等処分料収入（１台当平均）Ｂ	円	
販売費及び一般管理費（１台当平均）Ｃ	円	
新規引取解体自動車年間処理台数Ｄ	台	
新規引取解体自動車当利益 $E = (A - B - C) * D$	千円	
保管解体自動車年間処理台数Ｆ	台	
保管解体自動車等利益 $G = (A - C) * F$	千円	
自動車破砕業による利益 ア $H = E + G$	千円	
保管ＡＳＲに係る処分費用 イ Ｉ	千円	

Ⅲ 単価（１台当平均）の算出方法

有用部品・有用金属売却益→ⅡのＡへ	
解体自動車等処分料収入 →ⅡのＢへ（注）	
販売費及び一般管理費 →ⅡのＣへ	

- （注） １． 処分料を徴収して引き取ることを想定しているが、解体自動車を買取っている場合はマイナスで計上する。
- ２． 過去直近３年の決算書（個人の場合は所得税納税申告書及び納税証明書）を添付する。

2－2 詳細収支見積書（続き）

項 目		直近期の実績 (千円)	備 考
収 入	有用物売却収入		※主な内訳下記のとおり
	1		前年販売単価（ ）
	2		前年販売単価（ ）
	3		前年販売単価（ ）
	4		前年販売単価（ ）
	5		前年販売単価（ ）
	廃棄物収集運搬手数料		前年輸送台数（ ）台
	破砕等処分手数料		前年受託実績（ ）台・t
支 出	A S R 引渡料金)		前年受託実績（ ）t
	廃棄物処分委託料（計）		※主な内訳は下記のとおり
	A S R		委託単価（ ）
	解体自動車		委託単価（ ）

（注） 1．決算書等の内容と実際の収入・支出の項目の対比について記入すること。

2．直近年について作成すること。

3．解体自動車を解体業者等から処分委託手数料等を徴収して引き取っている場合は収入欄に、解体自動車
を買い取っている場合は支出欄に記入すること。

2-3. 資産に関する調書

年 月 日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
現金預金			
有価証券			
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土地			
建物			
備品			
車輛			
その他			
資 産 計			
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額（千円）
長期借入金			
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
その他			
負 債 計			

(注) 前年度の決算書（貸借対照表を含む。）を添付する場合は、作成不要

様式第 8 （第 6 0 条関係）

許 可
破砕業 申請書
許可の更新

※許可番号	
※許可年月日	

年 月 日

青森県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 6 8 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲			
事業所の名称及び所在地			
名 称			
所在地	(郵便番号)		
	電話番号		
事業の用に供する施設の概要			
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限			

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者 の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

(ふりがな) 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 （排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
(備考)	

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
- 3 「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 4 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 5 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※手数料欄（青森県収入証紙貼付）

手数料額

申請区分	手数料
破砕業 新規許可申請	84,000円
破砕業 更新許可申請	77,000円

破砕業の事業の範囲の変更許可申請書

年 月 日

青森県知事 殿

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 7 0 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の事業の範囲の変更の許可を申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	
変更の理由	
変更に係る破砕業の用に供する施設の概要	
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

令第5条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名		住 所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

（ふりがな） 氏名又は名称	住 所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあつては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、解体自動車の破砕の方法	
排水処理施設の管理の方法 （排水処理施設を設置する場合に限る。）	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの保管の方法	
解体自動車の運搬の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあつては、自動車破砕残さの運搬の方法	
破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
火災予防上の措置	
（備考）	

- 備考 1 「変更に係る破砕業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
- 2 「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

※手数料欄（青森県収入証紙貼付）

手数料額

申請区分	手数料
破砕業 事業範囲変更許可申請	67,000円

破砕業変更届出書

年 月 日

青森県知事

殿

（郵便番号）

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 7 1 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

破砕業廃止届出書

年 月 日

青森県知事 殿

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた破砕業を廃止したので、
使用済自動車の再資源化等に関する法律第 7 2 条の規定により準用する同法第 6 4
条の規定により、次のとおり届け出します。

記

1 破砕業を廃止した許可を受けた者

2 廃止の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。